

## 平成29年度第5回政治資金適正化委員会

### (開催要領)

1. 開催日時：平成30年2月13日（火） 10時20分～11時30分
2. 場 所：総務省 8階 第4特別会議室
3. 出席委員：伊藤鉄男、浅井万富、日出雄平、大竹邦実、岩井奉信の各委員

### (議事次第)

1. 開 会
2. 議 題
  - (1) 平成28年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について
  - (2) 平成29年度フォローアップ研修の実施状況及び参加者アンケート結果等について
  - (3) 平成30年度政治資金監査実務に関するフォローアップ研修について
  - (4) 登録政治資金監査人の登録者数及び研修について
  - (5) その他
3. 閉 会

### (配付資料)

- 資料1-1 政治資金監査の質の向上について（案）  
～平成28年分収支報告書(定期分)に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の実施等について～
- 参考資料 政治資金監査の質の向上について  
～登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言～
- 資料1-2 登録政治資金監査人への周知文書（案）
- 資料2 平成29年度フォローアップ研修の実施状況及び参加者アンケート結果
- 資料3 実務向上研修の受講者数の推移等について
- 資料4 平成30年度フォローアップ研修資料（実務向上研修）の作成について（案）
- 資料5 平成30年度フォローアップ研修の日時及び会場等（予定）

資料6 登録政治資金監査人の登録者数及び研修の実施状況

資料A-1-1 平成28年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査報告書の記載状況等に関する都道府県選管等からの報告数及び個別の指導・助言の対象者数等（案）【今回実施分】

資料A-1-2 平成28年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査報告書の記載状況等に関する都道府県選管等からの報告数及び個別の指導・助言の対象者数等（案）【総数】

資料A-2 「同一の登録政治資金監査人について、連続で同一又は異なる事例・複数事例」について

資料A-3 平成28年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査報告書の記載状況等に関する都道府県選管等からの報告一覧

資料A-4-1 指導・助言文書（案）

資料A-4-2 指導・助言の対象者への周知文書（案）

（本文）

【伊藤委員長】 それでは、少し早いですけれども、おそろいですので、ただいまから平成29年度第5回政治資金適正化委員会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

議事に入ります前に、まず事務局より人事異動の挨拶がありますので、お願いします。

【平野事務局長】 1月1日付で着任いたしました事務局長の平野隆でございます。何とぞよろしく御指導を賜りますようお願い申し上げます。

【伊藤委員長】 次に、平成29年度第3回委員会の議事録についてでございます。

事前に、各委員から御意見を賜ったものを事務局からお渡しさせていただきましたが、第3回委員会の議事録につきまして、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【伊藤委員長】 御異議がないようですので、6年後の公表まで、事務局において適切に管理していただきたいと思っております。

また、平成29年度第4回委員会の議事録につきましては、お手元にお配りしておりますので、同様に、御意見等ありましたら、事務局まで御連絡をお願いいたします。

**議題（１）：平成２８年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について**

【伊藤委員長】 それでは、本日の第１の議題といたしまして、「平成２８年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について」の説明を事務局をお願いいたします。

【羽生参事官】 おはようございます。それでは、お手元の資料１－１を御覧ください。座ったままで失礼いたします。

本日も時間が限られますので、早速説明に入らせていただきます。

前回に引き続き、平成２８年分の収支報告書に係る個別の指導・助言に関しまして、前回、報告が間に合いませんでした東京都選管の分と、これも含めた全体像の御報告でございます。

資料１－１の最初の四角の枠囲みでございますけれども、１つ目の●、今回、全体では４６人、７１件を指導・助言の対象にしたいと考えております。

それから、枠の下、１の（１）個別の指導・助言の実施の内訳（平成２９年１２月５日以降報告分）ということで、これはすなわち東京都の分ということになります。詳しい内訳は、後ほど別の資料で御説明いたしますけれども、表の中を御覧いただきますと、アの政治資金監査報告書に係るもので１１人、１６件、イの収支報告書に係るもので２２人、２６件ということで、純計いたしますと、２８人、３９件を新たに指導・助言の対象に加えたいと考えております。

それから、純計の欄の、監査に逸脱等のあった件数を右端の欄、政治団体ベースの数で３９件としておりますけれども、その下に、こうしたミスが発生率を下の注４にあります計算方法で算定した結果を掲げております。今回は６．７％となっております。

都選管の場合、収支の金額や件数が非常に大きな政治団体が多いこととか、選管による調査体制の違いなど、さまざまな要因が考えられますけれども、毎年、都選管の分については比較的数値が高目に出てきております。

資料１－１の裏をお願いいたします。（２）の表が、前回報告の分も含めました平成２８年分の全体像になります。前回の委員会で指導・助言の対象と決定をいただきました１９人に今回の２８人を加え、また今回都選管から、前は別の選管から、それぞれ報告のあった方がお１人いた関係で、純計しますと、４６人、７１件を指導・助言の対象としたいと考えております。

その下の(3)、(4)、それから次のページへ行っていただきまして、(5)の追加研修受講の呼びかけなどは、前回同様でございます。

それから、3ページの中ほど、2.のところには、この3年間の指導・助言の対象者数の推移をグラフで示しております。濃い色になっているところが確認項目ということで、特に選管には必ず確認していただく重要な部分でございますが、この部分で指導・助言の対象となる方は、この3年間の取り組みの中で最小となりまして、一定の成果もあるとも言えるかと思えます。一方で、上の黄色い確認項目以外での報告数は増加しておりまして、前回の委員会でこの指導・助言の取り組みの継続について御決定いただきましたが、依然として改善を図る必要はあるかなと考えております。

最後、4ページ目をお願いいたします。3.の周知の方針については、前回報告と同様の内容でございます。

次の参考資料をお願いいたします。この参考資料は、この質の向上の取り組みの経緯をまとめたもので、本日委員会終了後の記者向けのブリーフィングでも、先ほどの資料1-1とあわせて、この2つの資料で説明を行いたいと考えております。

次に、詳しい内訳に入っております。委員限り資料のA-1-1、縦長のA3の資料をお願いいたします。こちらが今回実施分ということで、東京都分の内訳となります。

まず、1ページの1.は、報告数と指導対象の件数案を総括的に表にしたものでございますけれども、これはまた後ほど御覧いただくこととしまして、先に次の2ページ目以降で内訳を御説明させていただきます。2ページ目をお開きください。

2.が指導・助言の対象とした報告の詳細でございます。まず、(1)の政治資金監査報告書に係るもののうち、大きな①で確認項目に係るものでございますが、これは表の中を見てくださいと、小さな①～⑨で、監査報告書に係る確認項目については、選管による指摘に基づいて補正等がなされた場合には、報告を求めておりませんので、これまでの2年間と同様、ここでの報告はゼロとなっております。

それから、下の方の大きな②でございますが、これは今申し上げた確認項目以外で選管から任意で報告をもらったものでございます。このうち、一人で2年連続して報告があったものとか、一人で複数の誤りが報告された場合には、指導・助言の対象としておりますので、これが一番下の行の純計で11人、16件となっております。この点はまた後ほど詳しく御説明いたします。

それから、このページの一番下の（２）収支報告書に係るものでございます。これは、選管に必ずチェックをお願いしている項目で、収支報告書上に金額の不整合があるものでございます。監査の基本部分と言えるかと思いますが、都選管分では、ここでの誤りが今回は前年の９人から４人とかなり改善しております。

次の３ページ目をお願いします。この大きな②は、収支報告書の中で確認項目以外に係る報告でございます。ナンバー１から８が、収支報告書の本体と領収書等の写しや徴難明細書との関係が金額面で整合的でなかったというものでございます。人数の欄、四角のウで囲っておりますが、ここで１９人。それからナンバー９が、領収書の年の記載と収支報告書の支出年月日の記述が矛盾していると、領収書の方の年が間違っているということで、選管の指摘後に領収書は再提出されたもの、こちらが２人となっております。それから、ナンバー１０から１２が、先ほどの監査報告書の場合と同様に、お一人で連続または複数の報告を受けた例でございます。それから、ナンバー１２の下の行の参考の欄には、去年は該当事例がありましたが、今年は報告がなかったものを参考までに掲げております。

その下、純計の欄が重複を整理した結果ですけれども、この収支報告書の関連は多くの項目で改善が見られておまして、指導対象者はそれぞれの項目で去年の３０人が２０人に、件数も去年の３８件が２４件ということで、それぞれ減少となっております。

一番下の参考は、これまでの２ページ・３ページ目を通じまして、連続や複数の指摘があった方の数字を掲げておりますが、これについては後ほど別の資料で詳しく御説明しますので、ここでは割愛いたします。

次の４ページ目をお願いいたします。３．のその他といたしまして、１つ目の「・」にありますとおり、ここには各選管から任意で報告がありましたが、１件限りであれば、指導・助言の対象としなかったものを掲げております。

ただ、２つ目の「・」のただし書きにありますとおり、連続または複数事例に該当するとして報告があった監査人は、単なるケアレスミスとは言いがたいということで、昨年度の委員会でお諮りしまして、指導・助言の対象に加えているというものでございます。

（１）からが具体的な内容になります。まず（１）には、政治資金監査報告書に関するものを掲げております。ここに挙がっているものは、先ほどのページにも出てまいりました選管の確認項目とは違ひまして、監査報告書の骨格ではなくて、本文中における細かな誤りの指摘ということになります。例えばナンバー１ですと、監査報告書の表題では正しい年が記載してありましても、本文中で古い年が間違っただけで記載されているようなケースに

ついでに報告ということになります。この（１）の部分、純計の欄を御覧いただきますと、２１人、２６件が今回報告されまして、うち複数又は連年で指摘を受けて、指導対象と考えておりますのが、※印にあるとおり、１１人、１６件ということになります。

次の（２）が収支報告書に係るものでございます。まず、この（２）のうちナンバー１、ナンバー２については、収支報告書の右側に支払い相手の名前や住所を書く欄がございますけれども、この記述と領収書を厳密に照らし合わせると、不整合があったという報告でございます。ここは、住所を簡略化したことで指摘を受けているようなケースもありますのと、政治資金監査マニュアル上でも厳密な整合性を監査人に求めてはおりませんので、このナンバー１、ナンバー２に限っては、昨年度の委員会にも御相談の上で、複数箇所でも報告がありましても、指導・助言の対象からは外しております。

それから、ナンバー３以下は、例えば同じ年内ではあるけれども、支出の年月日が収支報告書と領収書で合っていないような場合でございます。先ほど御説明しました年の誤りと違いまして、単なる月日の誤りですと、年間の収支に影響が出ないものですので、単独のミスであれば対象とはしておりませんが、このような見逃しが都選管の御尽力で今回多数報告をされておまして、これらについても、一人で複数の誤りを指摘されたような場合には、指導・助言の対象に加えているということでございます。

この（２）の項目については、一番下の純計の欄を御覧いただきますと、３７人、４５件が報告されまして、うち指導対象と考えておりますのが、１０人、１２件ということになります。

次に、委員限りの資料Ａ－１－２をお願いいたします。これが、ただいま御説明しました資料と同様の構成で、前回報告分と今回報告分とを合わせた姿になっております。ただ、こちらはちょっと一旦飛ばさせていただきますが、次に委員限りの資料Ａ－２をお願いいたします。

資料Ａ－２でございますけれども、ここは、ただいまのＡ－１－１の資料でも何度か触れましたけれども、連年で誤りのあった監査人とか、一人で複数項目の間違いを行った監査人に対して、いわば人に着目する形で昨年からの指導・助言の対象を判断しているというものでございまして、その内訳をお一人お一人の政治資金監査人ごとに整理したものでございます。また、ここで掲げております数字は、今回報告のありました都選管の分に限ったものでございます。

まず１．でございます。同一の政治資金監査人について、３年連続で報告があったもの

ということで、今回、残念でございますが、お1人が該当することになりました。この方は、平成26年分、27年分についてもそれぞれ指導・助言の対象となっております。

それから、下の段、2.からは、2年連続で選管からの報告の対象となった方を並べております。

ここでちょっと上の1.の注1、注2というところを御覧いただきたいのですが、まず注1でございますが、A、Bのアルファベットは、それぞれ監査人のAさん、Bさんということをお知らせしておりますが、ここで枠囲みにしている方は、昨年平成27年分においても指導・助言の対象になった方を示しております。例えば下のBさんは、昨年も選管から報告はありましたけれども、報告の内容が軽微なミス1件でございましたので、昨年は指導・助言の対象者にはなっておりませんでした。今年も複数項目で報告があったということで、今年、指導・助言の対象としているという形でございますので、2年連続の指導・助言という意味での枠囲みは外れているということになります。

それから、同じく1.の注2でございますけれども、右端の平成28年分のところが黒く網かけになっております。この網かけの意味ですが、今回、平成28年分で複数の項目で報告があった方にこの網かけをつけております。後ほどこの資料の後ろの方で、3.として、複数項目のミスのため対象となった方というのを並べておりますけれども、資料の簡素化のために、連続でかつ今年の方で複数のミスがあった方にはこの網かけをつけさせていただくことで、後ほどの記載においては省略させていただいているという趣旨でございます。

次に、2.に戻っていただきまして、Bさん以降でございますが、報告の詳細の説明は省略させていただきますけれども、このBさん以下、7ページにかけて、2年連続で報告の対象となった方というのを14人、33件の内容を並べております。ただし、先ほど御説明しましたとおり、Bさんをはじめとしまして、次の2ページのDさんなど、昨年度は指導・助言の対象ではないという方も3名、この中に含まれております。このため、資料上、数字を明記はしておりませんが、今回、先ほどの3年連続のAさんに加えまして、2年連続で指導・助言の対象となる方というのが、ここで新たにAさんを除いて11人加わることとなります。前回、都選管以外の方では3名、2年連続の方がおられましたので、今回の平成28年分の全体では14の方が2年連続の指導・助言の対象となるということになります。

次に、資料A-3を御覧いただけますでしょうか。A3の横の資料です。こちらのA-

3は、今回の都選管から報告のあった内容につきまして、全ての項目を列挙したものでございます。ここは、個々の監査人という要素は排除してありまして、指導・助言の対象とならない報告も含めて、全てを挙げております。今後の記録的な意味合いもありますので、細かい説明については省略させていただきます。

以上が今回東京都から報告があった内訳についての説明で、一旦ここで置かせていただきます。

**【伊藤委員長】** ここまでのところで御質問や確認等がございましたら、どうぞ御発言ください。

よろしいですか。

それでは、本議題につきまして、事務局に説明の続きをお願いいたします。

**【羽生参事官】** それでは、恐縮ですが、先ほどのA3の縦の資料、A-1-1にお戻りいただけますでしょうか。A-1-1の1ページ目でございます。先ほどちょっと説明を簡単に飛ばしましたけれども、この1ページ目の表が、今回東京都から報告があったものの全ての総括表という形になっておりまして、一番下の行でございますけれども、左の方から御覧いただきますと、56人の監査人について、74の団体の政治資金監査において何らかの問題があったという報告があったということになります。このうち、先ほどるる御説明しました考え方によりまして、単発かつ軽微なものを除きまして、28人、39件を個別の指導・助言の対象にしたいと考えているものでございます。

また、この1ページ目の表は、真ん中の上の欄、太枠で囲んだ列が指導対象にしたいと考えているものでございまして、特にここで人数の欄で四角のア・イ・ウ・エ・オといったものがございまして、これらについてはこの後の2ページ目・3ページ目の数字とそれぞれ対応関係にあるというものでございます。内容についてカテゴリーごとに分けて整理して計上しているということでございます。

続いて、同じくA3縦長、A-1-2を再びお願いできますでしょうか。こちらは、先ほど申し上げたとおり、前回御報告の分と合わせた全体の総数の総括表になります。全体の傾向について少し御説明いたしたいと思いますが、1の(1)の政治資金監査報告書に係るものの欄を御覧いただきますと、(1)の確認項目以外というところを御覧いただきますと、ここの数字がかなり増えております。実際にミスが多かったという可能性もありますが、一方で、都道府県の選管で御努力いただいて、かなりこれは監査報告書の本文の中身も含めて精査をいただいたという面もあるのかと考えております。この(1)の純計の

欄を御覧いただきますと、報告の数が、昨年は9人で10件ということだったのですが、今回は33人で47件とかなり増えておりまして、指導・助言の対象になる方も14人で30件とかなり増えたという形になっております。

一方で(2)の収支報告書に係るものの部分でございますけれども、同じく純計の欄で御覧いただきますと、65人、81件の報告がございまして、この報告の人数や件数そのもので見ますと、昨年の56人、65件よりも増えておりますけれども、一方で軽微な部分での指摘が増加しているということもありまして、指導・助言の対象者は38人で45件ということで、昨年の46人、56件よりも微減となっております、質の面では改善が図られているのかなと考えております。また、ここは、指導・助言の内訳についても、特に確認項目、それ以外の項目別に見ていただいても、それぞれ改善が見られておりまして、この収支報告書の部分に関しては、質の向上の取組なり、研修が一定の成果を上げているのかなと考えているところでございます。

以上が数字に関する説明でございまして、続きまして、ちょっと飛んでいただきまして、資料A-4-1をお願いいたしたいと思っております。この資料A-4-1が、個別の指導・助言の対象となりました監査人の方々への通知文の案でございます。

1ページ目の案1が基本のパターンでございまして、前回第4回委員会でお示したものと同様でございますが、1段落目で、選管から政治資金監査の内容について誤り等の報告があったこと、2段落目で、法令や政治資金監査マニュアルに従って適正に監査を行うべきこと、また3段落目で、追加研修への参加の呼びかけを行う形としております。

2枚目の案2が、2年連続で個別の指導・助言の対象となった方への内容でございます。1段落目に、今回2年連続で報告を受けるに至ったということを明記しております。

以上、案1、案2は、前回と同じ文面になっております。

次に、案3を御覧ください。この案3が、今回お1人だけ出てしまいました3年連続の指導・助言の対象者に対するものでございます。1段落目で、まず、これまで2年連続で指導・助言の対象となったけれども、今回も報告対象となったということを明記しております。また、最後、3段目のところで、研修への参加について、強く推奨するという形で、1年目、2年目の方に比べますと、若干強めた表現をとっております。

それから、次の4枚目を御覧ください。こちらが別紙としまして、前回と同様、指導・助言の具体的な内容をこの様式で具体的に個別のケースに応じて書き分けた形で送ること

としております。また、監査報告書における誤りや収支報告書における誤り、それぞれについて、下の枠囲みのところで、今後留意いただくべき点というものを記しております。

次に、資料A-4-2、色刷りの資料をお願いいたします。こちらも前回同様でございます。ただいま御説明した通知文書に加えまして、指導・助言の対象者に注意喚起を図るといった観点でこちらを同封いたしまして、間違いのあったポイントなどを指摘するとともに、通知文書の確認とか、3月の1回だけですけれども、追加研修への参加を促す内容としております。

以上が指導・助言の関係でございます。この内容について御議論、御決定をいただければと存じます。

**【伊藤委員長】** この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

ございませんか。

それでは、本議題については、了承いただいたということで、次に参りたいと思います。

**【羽生参事官】** すみません。それでは、次に資料1-2を御覧ください。ただいま御了解いただきました指導・助言を踏まえまして、今回の取り組みにつきまして、今度は登録政治資金監査人の全体に対して周知する文書の案でございます。

2段落目の「さて」のところで、指導・助言の総数46人、71件ということについて言及しておりますほか、最後の段落で、平成29年分の収支報告書に関しましても、この取り組みを継続するというを正式にこの通知でお知らせしたいと考えております。

また、この通知とあわせまして、添付資料を3つ用意してございます。おめくりいただきまして、まず「(資料1)」でございます。今回の指導・助言の概要について伝えることを目的としております。先ほどのグラフ等もつけております。裏面については、質の向上の取り組みの概要となります。

それから、おめくりいただきまして、次の「(資料2)」を御覧ください。こちらは、実際に見られました誤りの事例を列挙しております。また、この一番下には、枠囲みでチェックリストのことに言及しました上で、「政治資金監査チェックリスト」または「政治資金監査報告書チェックリスト」、この2つのチェックリストを活用いただくことで多くの誤りは防げるのではないかということを述べております。

それから、次の2ページ以降は、事務局の方で実際の誤りに基づいて作成した資料でございます。代表的な誤りについて、さらに実際にイメージとしてわかりやすく掲載した

ものでございます。幾つか例がございますが、細かい説明は省略させていただきます。

それから、次の「(資料3)」、青い印刷になっている資料を御覧ください。こちらは、今回新たに作成した資料でございます。こちらは、誤りが生じやすい事例について、それを防ぐために有効と考えられる対応策を掲げております。

1つ目の○では、先ほどと重なりますけれども、2つのチェックリストの活用の徹底を、それから、次の○では、「政治資金監査マニュアル」とか「Q&A」を活用いただくということに言及しております。

それから、次の3つ目の○が、余裕のある監査日程を確保してほしいということで、そのためには、こちらでも政治資金監査マニュアルで触れていることとございますけれども、例えば政治資金監査の事前準備として、予備的な契約をするといったことも有効であるといったことなどを記載しております。

また、4つ目の○は、これは1年前の委員会でも日出委員から御指摘をいただいておりますが、収支報告書の計算誤りを防ぐという観点で、政治団体に対して、政治資金監査人の側からも、総務省が作成している「会計帳簿・収支報告書作成ソフト」の使用を推奨してもらうように呼びかけるものでございます。

それから、下の5つ目、6つ目の○は、監査報告書の関連です。4つの記載例に従っていただくこととか、比較的多い誤りとしては、年の間違いとか政治団体名の誤りがありますが、過去のファイルを安易に用いないことを述べております。

今回の周知の文書とその添付資料については以上でございます。

**【伊藤委員長】** ただいまの説明につきまして、御質問等がございましたら、どうぞ御発言ください。

一ついいですか。この青い資料3で、このチェックリストというのはどれくらいの人が使っているかとか、そういうのはわかりませんか。

**【羽生参事官】** 以前に、たしか平成24年度だったと記憶しておりますが、比較的詳細なアンケートを政治資金監査人の皆さんにかけたことがあります。回収率がそれほど高くないので、どれくらいの正確性があるかわかりませんが、その段階では、たしか8割以上の方が使われているという結果だったと思います。ただ、使っていない方ももちろんいらっしゃるという状況ですので、今回改めてこれ呼びかけよう。

**【伊藤委員長】** 一方で、その「会計帳簿・収支報告書作成ソフト」というのはどの程度使われているか、これはどうですか。

【羽生参事官】 こちらは、ちょっと統計的に数字は私どもは承知しておりませんが…  
…。

【伊藤委員長】 統計でなくても、相当使われている、あるいはあまり使われていない  
とか。

【岩崎政治資金課課長補佐】 国会議員関係政治団体などではかなり使われているよう  
です。

【伊藤委員長】 そうですか。それで、この使用を推奨するというのだけれども、この  
前のチェックリストの方は、どこからダウンロードできるとか、何に掲載されていると書  
いてあるでしょう。とすれば、このソフトもここに書いておいた方がいいのではないかな  
と思ったんですが。つまり、ここに書いてある※印と同じようなことをここにせつかくだ  
からちょっと、どこを見ればこのソフトはわかりますよということを書いてあげた方がい  
いのではないかなという気がちょっとしたんですが、どうでしょうかね。

【羽生参事官】 ありがとうございます。よく選挙部の方とも相談いたしまして……。

【伊藤委員長】 もちろん御相談の上で……。

【羽生参事官】 ぜひ、貴重な御指摘ですので、載せる方向でちょっと改めて検討した  
いと思います。

【伊藤委員長】 ちょっと相談して、つまり、あれを見たりこれを見たりしてしか説明  
できないというよりは、一つのものでぱっと説明できた方がいいでしょう。

【羽生参事官】 これも実際、総務省のホームページに載っているという形になります  
ので。

【伊藤委員長】 だから、そのホームページなら、何とか同じところだから、できるの  
ではないかなと思ったんですけれども。

ほかに何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

## 議題（２）：平成２９年度フォローアップ研修の実施状況及び参加者アンケート結果等につ いて

### 議題（３）：平成３０年度政治資金監査実務に関するフォローアップ研修について

【伊藤委員長】 では次に、第２及び第３の議題につきましては、関連する議題である  
ため、一括での説明とさせていただきますが、まず第２の議題といたしまして、「平成２９  
年度フォローアップ研修の実施状況及び参加者アンケート結果等について」、第３の議題と

いたしまして、「平成30年度政治資金監査実務に関するフォローアップ研修について」の説明を事務局にお願いします。

【羽生参事官】 それでは、資料2を御覧ください。今年度、昨年秋まででございますが、実施してまいりましたフォローアップ研修の実施状況とそのアンケート結果でございます。

まず、最初の1ページ目からが実務向上研修のアンケート結果になります。1.の参加者の状況等でございますが、トータルの参加者は、2年ぶりに1,000人を超えまして、1,014人となっております。内訳は、弁護士の方が28人、公認会計士の方が167人、税理士の方が819人となっております。

また、研修を実施する際には、毎回アンケートをお願いしてございまして、参加者のうち、アンケートに御回答いただいた方が867人ということで、回収率が85.5%となっております。

また、この回答の内容が次の○でございますが、回答いただいた867人のうち、政治資金監査を実際に行ったことがある方が481名、55%余りとなっております。また、さらにこのうち直近の平成28年分の政治資金監査を行った方が392名となっております。

また、下には表と円グラフを入れておりますけれども、この平成28年分の監査を行った方々はいくつの政治団体の監査を行ったかという質問に対しましては、1件という方が最も多く、138人で35.2%、2件という方が92人で23.5%ということで、ここまですべて半数を超える形になります。一方で、5件以上、中には10件を超えるような方も8人、2%ほどおられまして、平均しますと、グラフの上の3つ目の「・」にありますとおり、平均で1人当たり2.76件となっております。昨年の同じアンケートの数字は、この部分で1人2.55件となっております。また、過去の同様の調査の結果が大体2.6前後ですので、少々多めに出ておりますけれども、1人でたくさんの団体に対応した方が回答者に含まれるかどうかで平均の数字にもかなり影響があると思われましますので、傾向については大きく変わってはいないと言えるのではないかと思います。

なお、後ほど全体の注としても出てまいりますが、この後も含めて、割合のところのパーセンテージの数字は、端数処理の関係上、足し上げた場合に100%ちょうどはならない場合がございます。

次に、2.以降が、研修に対する満足度を評価したものでございます。まず(1)が全

体の評価です。昨年まではこのアンケート結果は表の形式で数字のみ御報告しておりましたけれども、今回、円グラフによる分析を加えてみました。この円グラフの配置でございますが、上段に政治資金監査の実務経験のある方、下段に実務経験のまだない方を配置しております。また、研修の参加の頻度でも区分しております、左から、参加が初めてという方、また真ん中は過去に経験がある方、一番右は毎年参加されている方という形で分類しております。この（１）ではそれほど有意な差はございませんけれども、実務経験のない方、また初めて参加の方の間で満足度が高くなっております。

また、昨年の数字との比較を表の一番下の行に置いておりますけれども、とても参考になったという積極的な評価が78.3%から85.6%へとアップしております、これを今後も継続していくことが課題かなと考えております。

2ページ目をお願いいたします。ここから少し飛ばしてまいりますけれども、この（２）以降はパーツ別の評価になっております、こちらのページは前半の政治資金監査のポイントについての回答でございます。ここもそれほどカテゴリーごとに大きな差はありません。それぞれ8割以上の方から、参考になったとの評価をいただいております。

次の3ページ目が演習問題に対する評価でございます。ここについては、実務経験のない方よりもむしろ実務経験のある方のほうが、よりこの演習問題の形式が参考になったということで、肯定的な評価をいただきました。

それから、次のページ、4ページ目でございますが、「研修資料の分かりやすさ」ということで、こちらにも逆に実務経験のある方のほうが、実際に見たことがあるということも含めてでしょうか、取っつきやすいという印象を持たれているように思われます。

それから、次の5ページ目、研修時間の長さです。実務向上研修、こちらは2時間半の長丁場で実施しております、私自身も長いかなとも思っておりますが、長いという回答は意外に少なく、現在の時間がちょうどいいという評価をいただいております。

それから、次の6ページ目、今後の研修の参加意向ですが、特に実務経験のある方から、非常に積極的な参加の意思表示をいただいているとすることができるかと思えます。

それから、次の7ページ目に受講したい内容を整理しておりますが、こちらは演習問題とか、事務局に問い合わせの多い事項を知りたいという回答が多くなっております。また、下の方には自由記述の欄で御意見をいただいておりますけれども、この主なものということで、やはり具体的な事例についての解説などを期待する意見が多くなっております。

以上が実務向上研修に関する回答の概要でございますけれども、後ほどお諮りします来

年度の研修テキストの内容にもこういった結果をできるだけ反映していきたいと考えております。

次の8ページ目を御覧ください。こちらからは、フォローアップ研修と呼んでいるもののうち、再受講研修ということで、内容的には登録時研修と同じ初歩的な内容の研修を受けていただいているものへの回答でございます。こちら、先ほどの実務向上研修と同様、おおむね前向きな評価をいただいておりますけれども、こちらは、1のところにもありますように、参加者数が216人と、実務向上研修の5分の1程度となっております。また、こちらの研修は、登録時研修と同一の内容ということで、大きな制度改正とか政治資金監査マニュアルの改定をしない限り、テキストや研修内容も基本的には変えない予定でございますので、ここでの説明は省略させていただきます。

アンケートに関する説明は以上となります。

次に引き続きまして、資料3を御覧ください。下段の方にピンク色の色づけがしてある資料になります。こちら実務向上研修に関する御報告でございますが、こちらの数字は、アンケートの結果ではありません。研修の申し込みとか、当日の出席の把握を通じまして、事務局として実際の数字を押さえているものでございます。

上の1が研修の受講者数の推移になります。特に右のCの欄とDの欄の比較でございますけれども、平成26年末以降はCの欄の受講経験者が未受講者を上回る形となっております。その状態がここまで続いてきております。

それから、下の2の受講状況の分析でございます。特に(2)の表を御覧いただきますと、平成22年度以降の参加状況を分類しておりますが、平成22年度から平成25年度までの間は、フォローアップ説明会という形で、研修とはまた違った位置づけで実施しておりますが、そのころからずっと続けて参加いただいている方も、一番上の行ですが、145人いらっしゃるということでございます。

また、右端の欄で、ちょっと字が小さくて恐縮ですけれども、複数回受講したことのあの方が1,713人ということで、受講経験者のおよそ3分の2の方は複数回御参加をいただいているということがわかりいただけるかと思えます。

一方で、1回だけしか参加したことがないという方が833人となっております。それから、下の水色の欄の右端ですけれども、受講経験のない方も2,274人いらっしゃいます。この受講経験のない2,274人の方の多くは、実際には政治資金監査を行ったことのない方も多いと思われましても、一方で今回指導・助言の対象となった方を少し追っ

てみますと、やはり受講経験が一度もないという方も散見されます。この辺の方をどう研修に誘導していくかということも、今後の課題の一つであると考えております。

資料2、3についての御説明は以上になります。

【伊藤委員長】 これは、4、5はいいんですか、まだ。

【羽生参事官】 後ほど。

【伊藤委員長】 ただいままでのところで、何か御質問、御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

【大竹委員】 実務向上研修のアンケートを見て、非常に興味深い数字で、非常に好評であるということは誠によろしいかと思えますけれども、ここで1ページ目で、平成28年分に限って言えば、受講された方が392人ですか、回答数が。そして、平均で2.76ですから、これを掛けますと大体受講された方が監査されている政治団体をカバーすることができると思うんですが、約1,000ですね。ですから、3,000団体、今対象がありますけれども、3,000団体のうちの1,000団体はこの研修に参加された監査人がカバーしていると見てよろしいんですかね。

【羽生参事官】 そのように考えてよろしいかと思えます。ただ、今の時間の関係で言いますと、監査をやった後に研修に出てきていますので、この392名の方が29年分も監査をされていれば、研修の成果を踏まえた、より適確な監査ということになりますけれども、もしかするとこの中には、この回が初めてだったという方もいらっしゃるということになるかと思えます。昨年平成29年の研修に初めて出てきたと。ただ、このアンケートで聞いているのは平成28年分の監査を実施したかどうかということですので、このアンケートに答えている方というのは6月～11月の研修に参加されていますので、もう既に多くの方の場合は監査を終えた上で研修に出てこられているということですので、研修の成果が監査に反映されているかどうかということと言いますと、それ以前の研修に出てきていただけていない限りは、反映はできていないと。

【大竹委員】 これに参加された方は平均で2.76ということですよ、政治団体を持っているというのは、対象としているのは。

【羽生参事官】 そうです。

【大竹委員】 だから、それで掛ければ、延べといいますか、延べの政治団体が出てくるので、それは平成28年分の監査に限らないということですか。ということは、もっと1,000よりもカバー率は落ちるということなんですか、今おっしゃったお話は。

【羽生参事官】 いえ、そういう意味ではありません……。

【岩井委員】 わからないですよ、だから。平成28年が終わられた後ですね、研修自体は。だから、平成28年はやりましたかと聞いているわけですよ。

【羽生参事官】 そうです。

【岩井委員】 平成29年にこの方たちがやっているかどうかというのは、確認できない、この段階では。

【羽生参事官】 そうですね。すみません、私が申し上げたかったのは、研修の成果が政治資金監査に反映できているかという意味で言いますと、そこは100%とは言いがたいという……。

【大竹委員】 そうではなくて、要するに、私が申し上げたかったのは、この段階で392人から回答があって、その方が平均で2.76持っているということは、それを掛けると、ここに参加された方がカバーする政治団体の数は出てくるのではないかということですよ。

【羽生参事官】 そうですね。はい。

【大竹委員】 そうしますと、約1,000ですね。

【羽生参事官】 そうです。

【大竹委員】 全体が3,000ありますから、3,000のうちの1,000団体分は少なくとも平成29年度の研修を受けられた方がカバーしていると見ていいということですね。

【羽生参事官】 はい。ですから、逆に申し上げますと、この392人の方の約3倍ぐらいの実働の方がおられるのではないかという推測もできると思います。

【大竹委員】 人の問題というよりは、政治団体の方で見ていった場合に、もちろんこれは無回答の方もいらっしゃいますし、今回たまたま参加されなかった方もいらっしゃるかと思いますけれども、この回答だけを見ると、大体1,000団体はカバーしているので、そういった意味では実務向上研修をもっと推奨していく必要があるのかなと感じたわけですよ。

【伊藤委員長】 よろしいですか。

【浅井委員】 3,000団体あるので、もっと皆さんに出ていただければということですよ。

【大竹委員】 はい。ですから、監査されている方で出席されていない方もかなりいら

っしやるのかなという感じがするんですけども。

【伊藤委員長】 よろしいですか。

【浅井委員】 感想ですが、よろしいでしょうか。私は公認会計士協会で継続的専門研修を担当しておりましたので、この高い回収率でこの評価というのは、非常にいい評価を受けていると言えると思います。大体、回収率が悪いというか、出してくれる人というのは大体いい人が出してくれるので、見かけ上はいいのですけれども、回収率が85.5%あって、これだけの評価を受けているというのは、かなり満足度が高いのではないかということをおっしゃって申し上げます。かといって、これからも頑張ってくださいという意味ではございますけれども。

【伊藤委員長】 よろしいですか、この問題は。

これは、資料4とか5はやりましたか。

【羽生参事官】 すみません。資料4、5まで御説明を継続させていただきます。まず資料4を御覧ください。本日、諸々御報告した件も踏まえまして、来年度の実務向上研修の資料作成に向けた骨子を示しております。

1. としまして、政治資金監査の質の向上について紹介しまして、まず研修の冒頭に実際の誤りの事例なども示して注意喚起を行うとともに、特に4. のところで、先ほどのアンケート結果なども踏まえて、演習問題の充実を図ってまいりたいと考えております。本日はこの柱立てのみの御相談となりますけれども、次回第6回の委員会で実際のテキストの案の形でこの研修資料についてはお示ししたいと考えております。

それから、先ほど全ての登録政治資金監査人向けの周知文書の中で、こういった青い資料を御説明させていただきました。こういった監査に臨むに当たっての留意点についても、テキストの中に盛り込んでまいりたいと考えているところでございます。

大変はしょった説明でございますが、資料4については以上になります。

それから、次の資料の5を御覧ください。前回の委員会で、来年度の研修の回数とか、開催する都市について御了解いただきました。その後、具体的な会場の調整を進めているものでございます。正式な決定と手続は政府の予算の成立後に進めることとなりますけれども、ひとまずこの形を予定として調整を進めさせていただければと考えております。また、監査人向けにも広報を始めたいと考えております。

ここで、資料からは少し外れますけれども、委員の皆様には既に口頭でお伝えしておりますが、この1月と3月に設定しました追加研修について、指導・助言の対象者に限らず、

幅広く声かけを行ってまいりました。確定申告等で皆様御多忙な時期にもかかわらず、予想以上に積極的な参加をいただいております。1月分は会場の許容量を超えてしまいまして、一部の方には3月への参加を促すような状態となってしまいました。また、3月分についても既に定員の8割を超える申し込みをいただいているという状況でございます。

3月分の成果も踏まえまして、この年明けに行う追加研修については、来年度も実施する方向で考えたいと思っておりますが、一方で、年度の途中で追加で御案内するというところで、中押しの宣伝の効果もございますので、あえてこの段階では追加研修については決定せずに、改めて来年度の途中でお話しできればと考えております。

以上が資料5でございます。

**【伊藤委員長】** ただいまのうち、「平成30年度フォローアップ研修（実務向上研修）資料の作成について」という資料4でしたか、これにつきましては御了承いただいたということでしょうか。

**【大竹委員】** この資料4の最後の「5. 資料」というところで、先ほど話が出ました「会計帳簿・収支報告書作成ソフト」と書いてあるのですけれども、これはどういう意味なんですか、資料としてここに書いてございますのは。

**【羽生参事官】** ソフトの紹介を資料として載せているという格好です。

**【大竹委員】** そうすると、その場で配布するというわけではないのですね。

**【羽生参事官】** その場で配布はいたしておりません。ただ、時間があるときは、実際に研修のスライドを、いつもパワーポイントを使ったものを表示しておりますけれども、その中で表示したりということもしています。また、例えば数字が合わなければファイルの印刷もできないとかといったことも、時間がある場合には説明しているという形なんですけれども、今回見ていまして、まだ数字の不突合というのは結構見られますので、その点は少し強調していく必要があるのかなど。

また、実を申しますと、5. のところはこれまで参考資料としていたのですけれども、ソフトとかチェックリストの関係は、参考と言わず、重要な資料という位置づけで進めてまいりたいと考えております。

**【大竹委員】** この場で御紹介して推奨するということですね。わかりました。

**【平野事務局長】** 今の委員御指摘の点でございますが、それは、実は資料ということではなくて、このソフトの紹介であろうという御趣旨の御意見と受けとめさせていただいた方がよろしゅうございませうかね。

【羽生参事官】 資料というよりは、もう少し前面に出すということですか。

【大竹委員】 いや、私は単に疑問に思ったもので、資料の中に裸で「作成ソフト」と書いてあるものですから、これは何だろうかと思って、これを資料と言うからには配布されるのかなと思ったものですから、ちょっとお聞きしたものです。

【平野事務局長】 真意は、このソフトの紹介をしているということですので、確かに資料自体ということではないということかという御指摘かと思えますけれども、ですからその辺をちょっと、字句を修正していただくなら、していただく決めていただいた方がよろしいのではないのでしょうか。

【伊藤委員長】 こういうものについての説明をするということでしょう、簡単に言えば。

【平野事務局長】 はい。

【伊藤委員長】 だから、表題の「資料」というのはちょっとわかりづらいかもしれないですね。何とすればいいですかね。これがもしあれば、「資料」から、「参考資料」か何かでしょう。参考資料の説明というのかな。何かそのようなことをちょっと考えてください。要は、「資料」と言うと、普通、配ってしまうものをここへ載せたように見えるので、そうではなくて、こういうものについても時間があつたら説明しますよということでしょう。

【平野事務局長】 そうです。

【伊藤委員長】 だから、それにふさわしい表題を考えていただけませんか。

【羽生参事官】 わかりました。すみません。「参考資料」と言うと、ちょっと逆に位置づけが低下してしまうかなということで、あえて「参考」を取ったつもりだったのですが、ただいいただいた御意見を踏まえて、ちょっと表現については次回までに練ってまいりたいと思います。申し訳ありません。

【日出委員】 すみません。1点、よろしいですか。日出です。このアンケートの11ページの結果などから、「今後の研修の参加意向」の意見の中にありますけれども、今のフォローアップ研修とか、そういったものは研修をしてそのままという状況なんですけれども、やはり質疑応答の時間について、あまり長い時間でなくてもいいんですけども、そういったものを設けるような方策というのはできないものか、どうでしょうか。

【羽生参事官】 質疑応答の時間が欲しいという御意見は、時折、やはりアンケートの中にも散見されます。実際、どのように研修会場で運営しているかと申しますと、大多数

の方は、終わられるとすぐ帰りたいという方もいらっしゃいますので、実際には、我々研修講師がその場に残った形で、個別に質問のある方はその場で質問を受け付けるという形式をとっております。今後については、やはりこういった意見もあることも踏まえまして、そういった場を後ほど設けますよということはおらかじめ予告した上で、質問がある方に残っていただくという形が望ましいのかなと思っております。全体で御質問いただいて答えるということでもよろしいんですが、昨今もいろいろ話題になっている件もありますように、どうしても政治資金規正法の関係は、白黒明確でないといえますか、答え方によっては非常に微妙な誤解を招くようなケースもありますので、そこは慎重にということ、質疑がある場合は、あらかじめ質問をいただいた上で、ものによっては委員会にもお諮りした上で回答するという形式もとっておりますので、なかなかその場で全ての質問に回答できないという実態もございます。また、講師の力量といったことも、人事異動等によって必ずしも十分でない場合というのも正直なところあるかと思っておりますので、そこは誤解がひとり歩きしないような慎重な対応ということは確保しながら、できるだけニーズにはお応えしていきたいと考えております。

【日出委員】 ありがとうございます。

【伊藤委員長】 これは、事前に、「会議の前に質問があったら質問を送ってください。それにお答えします」といったことはしていなかったんですか。しているんですね。

【羽生参事官】 研修の申し込みの段階で、あらかじめ質問がある方にはいただいておりました、それが特に新しいもののようなケースですと、日程に余裕がある場合ですけれども、こちらにもお諮りした上で回答という……。

【伊藤委員長】 だから、全部の会場で事前にやっているわけですね、そういうことは。

【羽生参事官】 そうです。ただ、その場で説明を聞く中で湧いてきた疑問というものを聞かれる方はもちろんいらっしゃいますので、それはそれで否定はされないと、できるだけ可能なものはお答えしていくということかと思っております。

【伊藤委員長】 この件につきましては、よろしいでしょうか。

それから、この資料5についている日程等があるのですが、もちろん予算のことがあって、正式にはあれだけでも、6月から始まってしまうと、もう今年度中に一応希望なりを伝えて、例えば一緒のところへ2人も3人も行くというわけにはいかないんで、多少ならすのでしょうから、早い者勝ちみたいになってしまうかもしれませんけれども、それはもう、例えば2月、3月から始めてもいいということでしょうか。

- 【羽生参事官】 今おっしゃっていただいているのは、委員の皆様の……。
- 【伊藤委員長】 希望とか、そうです、そうです。
- 【羽生参事官】 それはもちろんです。皆様お忙しいと思いますので、希望がありましたら、また……。
- 【伊藤委員長】 今からでいいですか。
- 【羽生参事官】 ええ。お知らせをいただければ、早目に調整したいと思います。
- 【伊藤委員長】 ということですので、よろしくお願いします。

#### **議題（４）：登録政治資金監査人の登録者数及び研修について**

【伊藤委員長】 それでは、第４の議題といたしまして、「登録政治資金監査人の登録者数及び研修について」の説明を事務局にお願いします。

【羽生参事官】 資料６、毎回御報告しております登録者数及び研修の実施状況でございます。

まず、表の登録者数について、今月２日現在の数字を集計いたしております。前回報告しました年末１２月１５日からの新たな登録が１４名、抹消が４名ということで、一番下の行の左の方を御覧いただきますと、前々回から設けました登録者数の増減の欄に１０人の増加で、トータルが４,９３２人となっております。内訳は、弁護士で１名、公認会計士が２名、税理士７名がそれぞれ増加となっております。

裏のページをお願いいたします。研修の実施状況でございます。表と同じく、全て２月２日現在、この１月２９日に実施しました追加研修の１回目も含めた数字としております。こちらの資料は以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

よろしいでしょうか。

#### **その他の議題：政治資金規正法施行規則の改正について**

【伊藤委員長】 次に、その他の議題といたしまして、「政治資金規正法施行規則の改正について」の説明を事務局にお願いします。

【羽生参事官】 最後に、資料はございませんけれども、政治資金監査人の登録時の申請資料としまして戸籍抄本を求めていることについての見直し、これに伴う省令改正の状況について御報告いたします。

前回、委員限り資料という形でスケジュール感を御説明してまいりましたが、年末に開始しましたパブリックコメントの期間が先日終了いたしまして、特段の意見がないという結果となりました。これも踏まえまして、前回御報告のとおり、今後、正式に省令改正の決裁を進めてまいりまして、今月の下旬にも省令の公布、改正省令の施行は6月1日を予定しております。

次回の委員会において改めて状況を御報告させていただくとともに、これに伴いまして、例外的に旧姓使用を希望する方の手続等について、委員会決定を新たにいただく必要がございますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

本件については以上でございます。

**【伊藤委員長】** この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

よろしいですか。

それでは、本日の議題は以上でございますが、事務局から何かございますでしょうか。

**【平野事務局長】** どうもありがとうございます。本日御審議で御指摘がございました資料1－2関係の資料3の表現の問題、それから資料4の「5. 資料」のところの表現の問題につきましては、事務局の方で再調整をしました上で、委員長に御相談させていただきたいと存じますが、委員の皆様方あるいは委員長の方で、委員長一任ということよろしゅうございませうか。御確認いただければと思います。

**【伊藤委員長】** はい。

**【平野事務局長】** では、その2点は、事務局の方で調整の上、委員長にまた御相談させていただきます。

**【羽生参事官】** それから、すみません、私の方から。本日の委員会の審議状況についてでございますが、この委員会終了後、総務省の8階の会見室におきまして、事務局長からブリーフィングを予定しております。また、本日の公表分の資料につきましても、その場で配布する予定でございます。

なお、本日の委員会の議事要旨につきましては、各委員の御連絡先に14日水曜日の夕方ごろに確認の御連絡をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

**【伊藤委員長】** それでは、以上をもちまして本日の政治資金適正化委員会を終了したいと存じます。

次回の委員会の開催等につきまして、事務局に説明をお願いします。

【羽生参事官】 次回、今年度最後の委員会についてでございます。日程調整をさせていただきました結果、3月22日の木曜日午前10時半より開催させていただきたいと存じます。

【伊藤委員長】 本日は長時間にわたりまして熱心に御審議いただき、ありがとうございました。